

# 大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託事業者 募集要項（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### （1）事業目的と概要

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、住民の子育ての状況やニーズを把握し、大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）（令和2年度～令和6年度）を策定し、施策を推進しているところである。

本市において、令和7年度を始期とする次期計画を策定するにあたり、その基礎資料となるよう就学前児童の保護者、就学児童（小学校1～3年生）の保護者、若者（15歳～39歳）を対象にニーズ調査等を実施する。さらに、調査結果を基に、地域特性や人口動態を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出する。

効果的なニーズ調査の実施や、得られた調査結果に基づく精緻な分析が可能となるよう、調査やデータ分析に関する知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

### （2）委託業務内容

別紙「企画提案仕様書」を参照

### （3）事業規模（契約上限額）

金19,954,000円（消費税含む）

ただし、別紙「企画提案仕様書」の4業務内容（1）に記載する調査票の送付及び返送、お礼状兼督促状の送付にかかる送付経費については、料金後納処理により、本市が直接支払いを行うため、上記の契約上限額に含まない。

### （4）契約期間

契約日 ～ 令和6年3月29日（金）

### （5）納入場所

大阪市子ども青少年局企画部企画課（企画グループ）

### （6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### （7）本市側から提供する資料等

ニーズ調査の調査項目、調査対象者に関するデータ等

## 3 契約に関する事項

### （1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## (2) 委託料の支払

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

## (3) 契約書案

別紙参照

## (4) 契約保証金

契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項に該当する場合は、契約保証金は免除する。

保証人 不要

## (5) 再委託について

ア 大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

② 調査票の作成支援、調査結果の集計・分析及び調査報告書作成業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

## (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア 地方自治体法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- イ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に次のいずれかの業務種別で登録されていること
  - ・「10 情報処理－01 情報処理－03 データ入力・作成」
  - ・「10 情報処理－01 情報処理－04 情報処理サービス」
  - ・「10 情報処理－01 情報処理－06 その他情報処理」
- ウ プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- エ プロポーザル参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと
- オ 過去に国・地方自治体における同等の事業計画策定業務等、専門的な調査・分析等にかかる業務を受託した実績を有すること

## 5 スケジュール

- ・ 募集開始 令和5年7月3日（月）
- ・ 質問受付締切日 令和5年7月19日（水）
- ・ 質問に対する回答日 令和5年7月25日（火）
- ・ 参加申請書提出期限 令和5年8月1日（火）
- ・ 参加資格決定通知 令和5年8月4日（金）
- ・ 企画提案書の提出日 令和5年8月17日（木）～23日（水）まで
- ・ 選定結果通知 令和5年9月中旬
- ・ 契約締結・事業開始 令和5年10月上旬
- ・ 事業完了・納品期限 令和6年3月29日（金）

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和5年7月3日（月）から令和5年7月19日（水）午後5時まで
- イ 提出方法 質問票（様式1）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出すること。（アドレスは「8（2）提出先、問合せ先」に記載）  
また、電子メールで送信後、「8（2）提出先、問合せ先」に電話で確認を行うこと。  
※件名は【質問：大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務】と記載すること。
- ウ 回答 回答は令和5年7月25日（火）に大阪市役所ホームページに掲載する。

## (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和5年7月3日(月)から令和5年8月1日(火)  
午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

- ①参加申請書(様式2)
- ②誓約書(様式3)
- ③法人(団体)の概要(様式4)
- ④最近2事業年度の実績(貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書)
- ⑤類似事業実績(様式5)

ウ 提出部数 1部

なお、①から⑤のインデックスを貼付したものを提出すること。

エ 提出場所 8(2)提出先、問合せ先に記載

オ 提出方法 なお提出にあたっては、事前に「8(2)提出先、問合せ先」に電話連絡の上、持参すること。郵送、FAX、電子メールによる受付は行わない。

カ 参加資格決定通知

全ての参加申請者に対し、令和5年8月4日(金)に様式2に記載の担当者メールあてに電子メールにて通知する。

## (3) 企画提案書等の提出

ア 受付期間 令和5年8月17日(木)から令和5年8月23日(水)午後5時まで  
なお、書類確認に15分程度要するため、提出にあたっては、事前に「8(2)提出先、問合せ先」に電話連絡の上、持参すること。郵送、FAX、電子メールによる受付は行わない。

イ 提出書類

(ア) 様式

- ・企画提案書は、A4横書きとし、任意様式とする。
- ・目次を設け、各ページにページ番号を設定する。

(イ) 内容

別添の仕様書(案)の記載内容を十分に踏まえ、簡潔でわかりやすい資料作成を行うこと。また、企画提案書には次の内容を盛り込むこと。

- ① 本業務に対する考え方、実施方針
- ② 本業務の実施方法、手法等
  - ・調査票の回収率向上に向けた方策
  - ・平成30年度に実施した「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ等調査」(参考資料を参照)で使用した調査票を元に、質問項目の構成や質問の表現、調査票のレイアウトなど、回答者から回答を得やすくなるような新たな工夫等についての提案
  - ・本市の地域特性や人口動態を踏まえ、潜在的ニーズも勘案した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法についての提案
- ③ 実施スケジュール
- ④ 本業務にかかる実施体制
- ⑤ 個人情報保護体制(データの管理や保管方法について必ず記載すること)
- ⑥ 類似事業実績(様式5)
- ⑦ 業務見積書(積算根拠を必ず記載すること)

※⑥については、募集要項6（2）イにより参加資格申請時に提出した書類の写しをもって正本及び副本に代えることができる。

ウ 提出部数 正1部、副5部（副は複写可） 計6部

なお、審査は外部有識者による事業者選定会議により書面審査及びプレゼンテーションを行う予定。審査にあたっては、選定会議各委員には事業者名を伏せて行うため、副本のうち3部については、事業者名・代表者名・法人印・住所・電話番号・FAX番号等をマスキングするなど、事業者名や事業者が特定されないようにすること。

エ 提出場所 8（2）提出先、問合せ先に記載

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		審査基準（概要）	配点
事業目的及び委託内容の理解度		本事業の目的・委託内容を十分に理解しているか	20点
企画提案内容	ニーズ調査	ニーズ調査が効果的に実施できるよう、調査票の設計や回収率の向上のための方策、集計・分析方法について具体的に提案されているか	30点
	子ども・子育て支援事業計画策定支援	本市の地域特性や人口動態を踏まえた、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法について具体的に提案されているか	
実施体制		事業運営を滞りなく進めるために必要な経験等を有する人員体制を築いているか	15点
実績		これまでに同種の実態調査等を請け負った実績の概要について掲示されており、その実績は十分に信頼をおけるものとなっているか	15点
情報管理		団体として法令を遵守した運営がなされているか。 データ管理やデータ保管方法が適切であるか。 ※センシティブな情報を取扱うため適切な保管等の提案となっているか	10点
経費積算の妥当性		事業内容、職員体制等を勘案して収支計画書は妥当性を有しているか	10点
合計点			100点

### （2）選定方法

ア 本企画提案の審査については、大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託事業者選定会議を行い、その意見を受けて選定する。

- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション  
開催日時、場所及び方法等は別途通知する。
- エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者を選定する。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画提案内容」の評価点が最も高い事業者を選定し、これにより決定しない場合は、くじ引きにより決定する。
- オ エに該当する事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった事業者のうち、合計点が上位であった者から順に当該業務委託の契約交渉を行うことができるものとする。ただし、選定会議において全委員による評価点が60点を下回っている、または、審査項目の中で一項目でも0点がある事業者を除く。
- カ 選定会議において全委員による評価点が60点を下回った場合、または、審査項目の中で一項目でも0点がある場合は、委託事業者として選定しない。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象とする。
- ウ すべての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・受注予定者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- カ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定した仕様に基づき実施する。
- キ 申請書等の内容に不明な点がある場合は、別途、申請者にヒアリングを行うことがある。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ケ 本委託で生じる成果物の所有権・著作権については、大阪市に帰属する。

**(2) 提出先、問合せ先**

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市こども青少年局企画部企画課（企画グループ）

電話： 06-6208-8337

メール：[fb0002@city.osaka.lg.jp](mailto:fb0002@city.osaka.lg.jp)